

岩槻区市民活動ネットワークのしおり



令和8年度版

岩槻区役所コミュニティ課

目 次

岩槻区市民活動ネットワーク登録案内	1
岩槻区市民活動ネットワーク登録基準	2
岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助制度のご案内	4
岩槻区市民活動ネットワーク関係Q&A	6
岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱	7
岩槻区市民活動ネットワーク登録基準【資料編】	11
岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱【資料編】	15
参考	34

岩槻区市民活動ネットワークへの登録を！！



目 的

区役所は岩槻区の魅力あるまちづくりを推進するために、地域において活動中の団体で、「岩槻区市民活動ネットワーク」に登録された団体に対して、支援を行います。また、団体間のゆるやかなネットワークを図り、市民活動及び協働を推進します。

対象活動

自然・環境、健康・福祉、歴史・文化・伝統、安全・生活環境、地域交流、まちづくり、青少年の健全育成、スポーツの振興などの活動を行う団体



対象要件

- ・ 区民の自由な意思に基づき集まり、規範に従って市民活動を行う
- ・ 区内に事務所又は活動拠点を構えている
- ・ 区と相互の連携が図れる
- ・ 会則又は規約等を有している
- ・ 会員名簿を有している

登録制限

以下のいずれかに該当する活動を行う団体は登録できません。

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成目的とする
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする
- ・ 専ら趣味や娯楽を目的とする
- ・ 営利を目的とする
- ・ 暴力団の活動
- ・ 会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員に該当するものがあるものの活動

登録方法

市民活動ネットワーク登録申請書と必要書類を添付し、コミュニティ課に提出



登録団体への
支援として

区役所多目的室の利用、団体の活動 PR、区まちづくり推進事業補助金、市民活動に関する情報提供、団体運営相談、意見交換会の開催

岩槻区市民活動ネットワーク登録基準

(目的)

第1条 この基準は、市民活動団体が相互に連携を図りながら岩槻区の魅力あるまちづくりを推進していくための、岩槻区市民活動ネットワークへの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

第2条 団体は、次の要件をすべて備えていることとする。

- (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体であること
- (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
- (3) 区と相互の連携をとれること
- (4) 会則又は規則を有していること
- (5) 会員名簿を有していること

(活動内容)

第3条 活動内容は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) まちづくりに関する活動
- (7) 青少年の健全育成に関する活動
- (8) スポーツの振興に関する活動
- (9) その他、区長が特に認める活動

2 次の各号に該当する活動を行う団体の登録は認めない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 趣味や娯楽を目的とする活動
- (4) 営利を目的とする活動
- (5) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動
- (6) 会員(役員等を含む。)のうちに暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当するものがあるものの活動
- (7) その他、団体の運営が著しく適性を欠くと認められるとき

3 前項に該当する活動を行う団体の申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約等

- (2) 会員等名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他区長が必要とする書類

(登録の完了)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を確認し、登録基準に照らし合わせ、不備等が無い場合は、申請書を受理することとし、受理した段階で登録完了とする。

2 区長は、前項の規定により受理した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(登録の取り消し)

第6条 区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、登録の取り消しを行うことができる。

- (1) 第3条の活動内容に該当しなくなったとき
- (2) 団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないとき
- (3) 団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき
- (4) 区が指定する会議等に参加しないとき

(実績報告の提出)

第7条 区長は、必要に応じ団体に対し活動報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

岩槻区まちづくり推進事業

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助制度のご案内

～岩槻区の魅力あるまちづくりのために、
市民活動ネットワーク登録団体が行う事業の一部を補助します～

岩槻区では、岩槻区の魅力あるまちづくり等のために岩槻区の特性、特徴を活かした事業やコミュニティ活動の活性化に結びつく事業などに対し補助を行います。ただし予算に限りがございますので、お早めにご相談ください。

1 対象となる団体

「岩槻区市民活動ネットワーク」に登録している団体

2 対象となる事業

岩槻区内で実施され、区民の誰でも参加できる事業で、次のいずれかに該当するもの（申請前に完了した事業を除く）

- （１）岩槻区の特徴を活かした事業
- （２）コミュニティ活動の活性化につながる事業
- （３）地域の課題解決に向けた事業

※対象とならない事業

- ・ 特定の団体・個人の営利、宣伝を目的とした事業
- ・ 宗教的・政治的な活動、宣伝を意図する事業
- ・ 既に区内の他団体等が実施している事業
- ・ 公序良俗に反すると認められる事業
- ・ 他の補助制度等で補助金や助成を受ける予定のある事業
- ・ 暴力団が実施する事業
- ・ 会員のうちに暴力団に該当するものがある団体が実施する事業

※詳細はコミュニティ課にご相談ください。

3 補助金の額

補助金の額は、対象となる事業経費の2分の1の額の範囲内で10万円を限度とします（但し、千円未満の金額は切り捨てます）

なお、団体の運営にかかる経費、団体の構成員に支給する手当、飲食に要する経費などは補助の対象になりませんのでご注意ください。

4 補助期間

同一団体かつ同一事業への補助は、1年度につき1回限りとし、自立に至るまでの期間を支援し、より多くの市民活動ネットワーク登録団体が多彩なアイディアの基で、様々な事業に取り組むことを期待するという趣旨から、補助を受ける期間は通算して3年を限度とします。

5 申請方法

【申請書類】 ※岩槻区役所コミュニティ課で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
(トップページ > 岩槻区 > 区政情報 > 区政について > 市民活動ネットワーク >

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助制度のご案内)

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業実施計画書(様式第2号)
- ③ 事業収支予算書(様式第3号)
- ④ 団体活動状況調査書(様式第4号)



▲HP

【申請方法】 郵送、ファクス、メール又は直接、岩槻区コミュニティ課へ

6 補助金の決定

提出された申請書類に基づき、「岩槻区市民活動ネットワークまちづくり事業補助金審査委員会」で審査・選定を行います。

審査結果は岩槻区コミュニティ課からお知らせします。

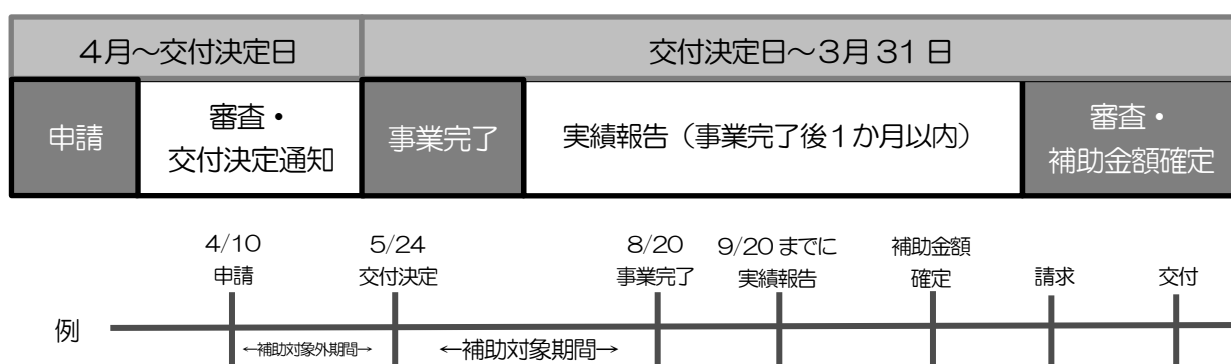
7 事業の完了

事業完了後は、次の書類をすみやかに(事業完了後1か月以内/最終3月19日)岩槻区役所コミュニティ課に提出してください。

【提出書類】 ※①～③は岩槻区役所コミュニティ課で配布しているほか市のホームページからもダウンロードできます。

- ① 補助金実績報告書(様式第9号)
- ② 事業実施報告書(様式第10号)
- ③ 事業収支決算書(様式第11号)
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 事業の告知に使用した資料(ポスター、チラシ) など

補助金申請から確定までの流れ



※ただし、事業実施に欠くことのできない経費のうち、施設利用料等やむを得ない事由により交付決定以前に支払う必要があるものは補助の対象と認めることができる。

Q & A

I 市民活動ネットワークについて

Q1 市民活動ネットワークってなに？

- A 自然・環境、健康・福祉、歴史・文化・伝統、安全・生活環境、青少年育成、スポーツ振興、まちづくりなどの様々な分野において、自主的な活動を行い、営利を目的としない団体を登録した制度を市民活動ネットワークとします。

Q2 なぜ、登録が必要なの？

- A 区民活動への支援を目的としており、様々な団体の活動情報を把握し、区民と行政の協働によるまちづくりを進めるため登録をお願いしています。

Q3 市民活動ネットワークへの行政の支援は？

- A 区役所多目的室の提供、団体の活動 PR、市民活動に関する情報提供、団体運営相談、意見交換会やまちづくり推進事業補助制度などの支援があります。

II 市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助について

Q1 どのような事業でもいいの？

- A 岩槻区の魅力あるまちづくりを進める事業等であり、(1) 岩槻区の特性、特徴を活かした事業(2) コミュニティ活動の活性化につながる事業(3) 地域の課題解決に向けた事業のいずれかの事業であるとともに、岩槻区内で実施され、区民の誰もが参加できる事業が対象です。

例えば、「岩槻の人形文化についての講演会を行う」、「区内の高齢者向けに絵画教室を開催する」、「〇〇地区に植樹し、緑を増やす」といったものが考えられます。

ただし、特定の団体や個人の営利・宣伝を目的とした事業、宗教的・政治的な活動や宣伝を意図する事業、趣味・サークル的活動のように会員相互の娯楽・親睦・学習を目的とした事業、既に区内の他団体等が実施している事業、単位組織の行う祭り・盆踊り・運動会等の事業など地域の年中行事や各地域で一般的に行われている事業、他の補助制度等で補助金や助成を受ける予定のある事業は対象外とします。

Q2 補助金の使い方は？

- A 事業実施に必要な会場賃借料や会議資料コピー代などの会議費や事務用品などの消耗品費、講師謝礼、材料費などが考えられます。団体の運営資金、食糧費、参加者記念品、備品、その他補助対象にふさわしくない経費は対象外となります。

Q3 補助金の管理は？

- A 補助金は貴重な税金を使うため、責任を持って管理と執行をお願いします。事業終了後、報告書とともに収支決算書を提出していただきますので、普段から金銭出納帳などによる管理をお願いします。また、領収書の写しがない経費については補助いたしませんので、大切に保管してください。

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩槻区の地域コミュニティの醸成と岩槻区の魅力あるまちづくりの推進を目的として、岩槻区市民活動ネットワークに登録された団体が実施する事業に対し、さいたま市区長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第93号）に基づき、岩槻区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付対象団体）

第2条 補助金の交付対象となる団体は、岩槻区市民活動ネットワーク登録団体（以下「登録団体」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、岩槻区内で実施し、区民の誰もが参加することができ、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 岩槻区の特性、特徴を活かした事業
- (2) コミュニティ活動の活性化につながる事業
- (3) 地域の課題解決に向けた事業
- (4) その他区長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象とならない。

- (1) 特定の団体又は個人の営利や宣伝と認められるもの
- (2) 宗教的又は政治的な活動や宣伝と認められるもの
- (3) 既に区内の他団体が事業実施しているもの
- (4) 公序良俗に反すると認められるもの
- (5) 国、地方公共団体及び外郭団体等からの補助制度等で補助金や助成を受けているもの、又は受ける見込みのあるもの
- (6) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）が実施するもの
- (7) 会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある団体が実施するもの

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号を除いたものとする。

(1) 当該補助金の交付決定日前に支払った経費（ただし、事業実施に欠くことのできない経費のうち、やむを得ない事由により交付決定日前に支払う必要があるものを除く。）

- (2) 登録団体の経常的な運営に要する経費
- (3) 登録団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (4) 登録団体の構成員に対する人件費
- (5) その他区長が不適切と認めた経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金交付対象経費の2分の1の範囲内で、10万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、予算の範囲内とする。

（補助期間）

第6条 同一登録団体かつ同一事業への補助は、1年度につき1回限りとし、期間は3年度を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた事業については、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収入支出予算書（様式第3号）
- (3) 団体活動状況調査書（様式第4号）
- (4) その他区長が必要とする書類

（交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の目的及び内容を調査のうえ、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金審査委員会に諮り、その結果を基に補助の適否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請団体に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要があるときは、条件を付すことができる。

（交付申請の取り下げ）

第9条 申請団体は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請取下げ願い（様式第6号）により、当該申請を取り下げることができる。

（事業変更等の申請）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が、当該補助金の申請事項（区長が認める軽微な変更を除く。）に変更、中止、廃止の事象が生じた場合は、速やかに、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更・中止・廃止承認申請があったときは、内容を審査し、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第8号）を交付決定団体へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定団体は、事業完了後1か月以内又は当該年度の3月20日のいずれかの早い時期までに、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。ただし、3月21日以降に完了する事業についてはこの限りでない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 事業収入支出決算書（様式第11号）

- (3) 領収書の写し
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- (補助額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助額を確定し、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により、交付決定団体に通知するものとする。

(交付時期)

第13条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金請求書（様式第13号）を区長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、第11条の規定による補助事業の完了前に補助金の概算交付を受けようとするときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金概算払い請求書（様式第14号）を区長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第14条 区長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けると判断したとき、又は受けたとき
- (2) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (4) 第10条第2項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき
- (5) 補助金の全部若しくは一部を使用しなかったとき
- (6) この要綱の規定に違反したとき

(書類の整備)

第15条 交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業完了の日の属する事業の年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

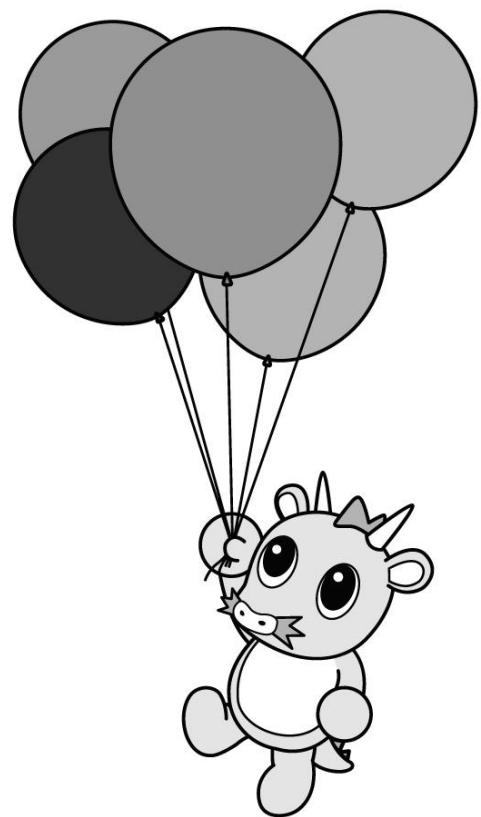
この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



岩槻区市民活動ネットワーク登録基準

【資 料 編】



岩槻区市民活動ネットワーク登録申請書

令和 年 月 日

（あて先）岩槻区長

下記のとおり岩槻区市民活動ネットワークの登録を申請します。

団 体 名	フリガナ	
事 務 所 の 所 在 地 (連絡先)		電 話 番 号
代表者氏名	フリガナ	
代表者住所 (連絡先)		電 話 番 号
活 動 内 容		
会 員 数	人	
添 付 書 類	有りの場合には [] の中に○印を付し、年度等を記入してください。	
	[] 会 則 又 は 規 約 等	[] 会 員 名 簿
	[] 年度事業計画書	[] 年度予算書
	[] その他 ()	

岩槻区市民活動ネットワーク登録申請書

令和 ●年 ●月 ●日

（あて先）岩槻区長

下記のとおり岩槻区市民活動ネットワークの登録を申請します。

団 体 名	フリガナ イワツキノマチツクリラスメルカイ	
	いわつきのまちづくりを進める会	
事 務 所 の 所 在 地 (連絡先)	さいたま市岩槻区本町3-2-5	電 話 番 号
		048-790-0122
代表者氏名	フリガナ イワツキ ゴロウ	
	岩槻 五郎	
代表者住所 (連絡先)	さいたま市岩槻区本町3-2-5	電 話 番 号
		048-790-0122
活 動 内 容	(1) 区民によるまちづくりを考える会議、ワークショップの開催 (2) 平成ロード430にやまぶきの苗を植える活動	
会 員 数	50 人	
添 付 書 類	有りの場合には〔 〕の中に○印を付し、年度等を記入してください。	
	〔○〕 会 則 又 は 規 約 等	〔○〕 会 員 名 簿
	〔○〕 令和8年度事業計画書	〔○〕 令和8年度予算書
	〔 〕 その他 ()	

岩槻区市民活動ネットワーク活動報告書

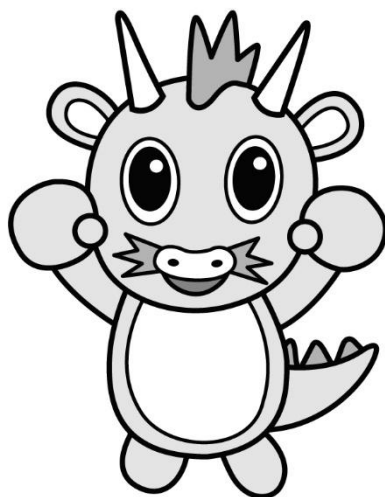
令和 年 月 日

（あて先）岩槻区長

下記のとおり活動したので関係書類を添えて報告します。

団 体 名	フリガナ	
事 務 所 の 所 在 地 (連絡先)		電 話 番 号
代表者氏名	フリガナ	
代表者住所 (連絡先)		電 話 番 号
活 動 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
活 動 内 容		
会 員 数	人	
添 付 書 類	有りの場合には [] の中に○印を付し、年度等を記入してください。	
	[] 事業報告書	[] 会 員 名 簿
	[] 決 算 書	[] その他 ()

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業
補助金交付要綱
【資 料 編】



様式第1号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第7条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

岩 槻 区 長

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 補助金対象事業名

2. 補助金交付申請額 金 円 （ 通常払 ・ 概算払 ）
（概算払の理由）

3. 事業実施計画書 別添のとおり

4. 事業収入支出予算書 別添のとおり

5. 団体活動状況調査書 別添のとおり

【確認欄】

- ☐ 暴力団員ではありません。
- ☐ 暴力団員の利益になる事業ではありません。
- ☐ 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱第3条2項各号に該当するときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の返還を求めることがあります。
- ☐ 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。ことに同意します。

署名（自署）_____

※ご記入いただいた個人情報は、補助金交付事務以外には使用いたしません。

様式第1号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第7条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請書

●年 ●月 ●日

岩 槻 区 長

所在地 岩槻区本町3-2-5

団体名 いわつきのまちづくりを進める会

代表者（職・氏名） 会長 岩槻 五郎

令和6年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 補助金対象事業名 小学生のための岩槻を知ろう！ワークショップ
2. 補助金交付申請額 金 75,000 円 (通常払) 概算払)
(概算払の理由)
3. 事業実施計画書 別添のとおり
4. 事業収入支出予算書 別添のとおり
5. 団体活動状況調査書 別添のとおり

【確認欄】

- ☒ 暴力団員ではありません。
- ☒ 暴力団員の利益になる事業ではありません。
- ☒ 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱第3条2項各号に該当するときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の返還を求めることがあります。
- ☒ 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。ことに同意します。

署名（自署） 岩槻 五郎

※ご記入いただいた個人情報は、補助金交付事務以外には使用いたしません。

事業実施計画書

1. 事業名	
2. 団体名	
3. 事業目的	
4. 事業内容 (いつ、どこで、どのような事業を、誰を対象におこなうのか)	
5. 事業スケジュール (会議予定、作業スケジュール、事業実施日)	

事業実施計画書

1. 事業名	小学生のための岩槻を知ろう！ワークショップ
2. 団体名	いわつきのまちづくりを進める会
3. 事業目的	区内在住の小学生に、自分たちが住んでいるまちである岩槻を深く知ってもらい、郷土愛を育むことを目的にワークショップを開催する。
4. 事業内容 (いつ、どこで、どのような事業を、誰を対象におこなうのか)	11月1日に、コミュニティセンターいわつきで開催する。 区内在住の小学生を対象とした事前申し込み制とする。 (定員50人) 岩槻の歴史をクイズ形式で学ぶコーナー、区内の特産物を学び実際に調理して試食するコーナー、区内の神社仏閣を歩いて回るコーナーなど複数のワークショップを開く。
5. 事業スケジュール (会議予定、作業スケジュール、事業実施日)	5月・・・会場の予約、区に補助金及び後援の申請 6月～10月・・・各月に1回ずつ会議を開催 8、9月・・・講師の確保、立ち寄る施設に協力依頼 10月・・・チラシ配布(300枚。区内小学校に配布を依頼するほか、区役所で配布) 11月・・・ワークショップ開催 12月・・・会議開催

事業収入支出予算書

事業名

団体名

1 収入の部

項 目	金額（円）	内 容
合 計		

2 支出の部

項 目	金額（円）	補助対象経費 （円）	対象外経費 （円）	内 容
合 計				

※事業全体に係る経費をすべて記入してください。ただし、補助金申請額は、団体の運営にかかる経費、参加者記念品代、従事者に支給する手当・飲食に要する経費等は除いて算出してください。

事業収入支出予算書

事業名 小学生のための岩槻を知らう！ワークショップ

団体名 いわつきのまちづくりを進める会

1 収入の部

項 目	金額（円）	内 容
会 費	44,000	いわつきのまちづくりを進める会負担 50人×400円 岩槻区市民活動ネットワーク まちづくり推進事業補助金
参加費	20,000	
協賛金	30,000	
補助金	75,000	
合 計	169,000	

2 支出の部

項 目	金額（円）	補助対象経費 （円）	対象外経費 （円）	内 容
会場使用料	5,000	5,000		ホール：3,000 円
印刷費	30,000	30,000		研修室：1,000 円×2回 会議資料印刷：10,000 円 チラシ300 枚・ポスター20 枚 印刷：20,000 円
報酬費	40,000	40,000		講師謝金：4,000 円×10 人
交通費	10,000	10,000		講師交通費：1,000 円×10 人
事務費	60,000	60,000		コピー用紙、筆記用具、バイン ダー、調味料等
役務費	5,000	5,000		傷害保険：100 円×50 人
食糧費	9,000		9,000	参加者へのお茶等 60 人分
参加者記念品	10,000		10,000	50 人分
合 計	169,000	150,000	19,000	

※事業全体に係る経費をすべて記入してください。ただし、補助金申請額は、団体の運営にかかる経費、参加者記念品代、従事者に支給する手当・飲食に要する経費等は除いて算出してください。

団体活動状況調査書

団体の名称			
代表者 職・氏名			
連絡先	住所		
	電話	FAX	
設立年月			
会員数			
会の目的及び特色 (活動地域、会員の特徴 など)			
主な活動内容			

団体活動状況調査書

団体の名称	いわつきのまちづくりを進める会
代表者 職・氏名	会長 岩槻 五郎
連絡先	住所 岩槻区本町3-2-5 電話 790-0122 FAX 電話と同じ
設立年月	令和〇年〇月〇日
会員数	50名
会の目的及び特色 (活動地域、会員の特徴 など)	区民によるまちづくりを考える会議、ワークショップの開催。 平成ロード430にやまぶきの苗を植える活動。 郷土を愛する子どもから大人まで多年齢の集団です。
主な活動内容	月1回定例会を開催。年に1回、区民向けの講演会やワークショップを開催。 月1回第3土曜日に平成ロード430にやまぶきの苗を植える活動。

様式第5号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第8条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付・不交付決定通知書

岩区コ第 号
年 月 日

様

岩槻区長

年 月 日付で申請を受けた、 年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を次のとおり交付します。

- ①交付申請額 金 円
- ②交付決定額 金 円
- ③支払方法

2. 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を次のとおり不交付とします。

- ①交付申請額 金 円
- ②理由

様式第6号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第9条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請取下げ願い

年 月 日

岩 槻 区 長

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

年 月 日付岩区コ第 号で交付決定を受けた、 年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の交付申請を取り下げますので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 補助金対象事業名

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 取り下げの理由

4. 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付決定通知書
別添のとおり

様式第7号（岩根区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第10条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

岩 槻 区 長

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

年 月 日付岩区コ第 号で交付決定を受けた、 年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

1. 補助金対象事業名

2. 補助金交付申請額 変更前 金 円
- 変更後 金 円 (通常払 ・ 概算払)
- (概算払の理由)

- ### 3. 変更・中止・廃止の理由

- ## 4. 変更の内容

变更前：

変更後：

5. 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付決定通知書
別添のとおり

- ## 6. その他参考資料

※ 事業名及び内容の変更のみで、申請額に変更が生じない場合も申請額の変更前、変更後に同額金額を記入すること。

様式第8号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第10条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金変更・中止・廃止承認通知書

岩区コ第 号
年 月 日

様

岩槻区長

年 月 日付で変更・中止・廃止承認申請を受けた、 年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 事業の 変更 ・ 中止 ・ 廃止 を承認します。

2. 補助金を次のとおり交付します。

①変更後の交付申請額 金 円

②変更後の交付決定額 金 円

③支払方法

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日

岩 槻 区 長

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

年 月 日付岩区コ第 号で交付決定を受けた、 年度岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金について、次のとおり事業が完了したので、関係書類を添え報告します。

- | | | |
|--------------|--------|---|
| 1. 補助金対象事業名 | | |
| 2. 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3. 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 4. 事業報告書 | 別添のとおり | |
| 5. 事業収入支出決算書 | 別添のとおり | |

年 月 日

事業実施報告書

団体名 _____

代表者名 _____

1. 事業名	
2. 事業実施日	年 月 日 () 時間 : ~ :
3. 会 場	
4. 参加者数 (成果品数)	人
5. 事業の概要	(どのような事業か、特徴等)
	(だれを対象に)
	(どのように行ったか)
6. 事業費総額	円
7. 事業実施後の効果	
8. 事業実施スケジュール ・ 主要な会議 ・ 作業スケジュール等	

事業収入支出決算書

事業名

団体名

1 収入の部

項 目	金額（円）	内 容
合 計		

2 支出の部

項 目	金額（円）	補助対象経費 （円）	対象外経費 （円）	内 容
合 計				

※事業全体に係る経費をすべて記入してください。ただし、補助金申請額は、団体の運営にかかる経費、参加者記念品代、従事者に支給する手当・飲食に要する経費等は除いて算出してください。支出についてはすべて領収書の写しを添付すること。領収書に団体名や購入品名の記載もれがあるものは認めません。

様式第12号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第12条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付確定通知書

岩区コ第 号
年 月 日

様

岩槻区長

年 月 日付で（変更）申請を受けた、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金の交付を次のとおり確定します。

1. 補助金対象事業

2. 補助金交付確定額 金 円

様式第13号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第13条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金請求書

年 月 日

岩 槻 区 長

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

年 月 日付岩区コ第 号で補助金の交付決定を受けた、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を受けたいので、第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 金 円

2. 振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農業協同組合)
支店名	支 店
口座種類 口座番号	口座種類:(普通・当座) 口座番号:
口座名義	(フリガナ)
電話番号	— —

様式第14号（岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱：第13条関係）

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金概算払い請求書

年 月 日

岩 槻 区 長

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

年 月 日付岩区コ第 号で補助金の交付決定を受けた、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を受けたいので、第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 金 円

2. 振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農業協同組合)
支店名	支 店
口座種類 口座番号	口座種類: (普通・当座) 口座番号:
口座名義	(フリガナ)
電話番号	— —

参 考

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金を活用した場合の収入・支出に係る項目及び使途について

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業の補助金については、多くの市民が享受することができる事業への支援を目的としたもので、公金（市税）の効率的な活用に資する観点から、補助金を受ける市民活動ネットワーク（団体）にあっては、むやみに経費支出を目的とした事業運営でなく、補助金を効率的かつ必要最小限の支出にとどめることに配慮してください。

なお、一般的な予算・決算の収入、支出の項目は、次のとおりです。

【収入となるもの】

- 1 参加費
- 2 負担金 （内容記載例：当会が実施する〇〇〇〇事業費の一部を負担）
- 3 岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金
- 4 寄付金
- 5 雑収入（利子）

【支出とみこまれるもの】

- 1 会場設営費 会場設営に係る費用（テント・机・イスや音響設備等資機材）
- 2 使用料 コミュニティセンター等の有料施設の使用料にあたるもの
- 3 会議費 用紙、コピー代
- 4 報酬費 事業運営に必要な挨拶や御礼の際（品物）等
- 5 講師謝金 講演会や研修会で講師を招き講演・講話を依頼した場合の謝金や、講師への報償品（謝金は講師より領収書を求めて下さい）
- 6 通信運搬費 郵便料や宅配費用
- 7 事務費 事務用の文房具や消耗品にあたるものや、講演会や研修会参加者に配布する資料、パンフレット、教材にあたるもの

《対象外経費》

- ・食糧費（弁当、飲物） 役員及び関係者の弁当、お茶などの飲料水。
 - ・備品等購入に係る経費 事業経費でなく、団体の運営に係る備品や目的外資材の購入
 - ・団体の運営資金 その団体運営のための運用資金に当てるもの
- ※ 区民対象のまちづくり事業への補助金となっているため、事業費は別会計とすべきである。

※ クレジットカード等の使用について

- ・補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合
 - ・補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合
- は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。

ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。